

# 千葉県空家等及び空地の対策の推進に関する規則

平成29年7月31日

千葉県規則第42号

千葉県空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年千葉県規則第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び千葉県空家等及び空地の対策の推進に関する条例（平成29年千葉県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

（空家等対策協議会）

第3条 条例第4条第1項に規定する千葉県空家等対策協議会（以下この条において「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（立入調査に関する通知書）

第4条 法第9条第3項及び条例第5条第3項の規定による通知は、立入調査に関する通知書（様式第1号）により行うものとする。

（立入調査員証）

第5条 法第9条第4項及び条例第5条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

（勧告書）

第6条 法第14条第2項及び条例第7条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

（措置命令書）

第7条 法第14条第3項及び条例第7条第3項の規定による措置命令は、措置命令書（様式第4号）により行うものとする。

（命令に関する意見）

第8条 法第14条第4項及び条例第7条第4項の通知書は、命令に関する事前通知書（様式第5号）とする。

2 法第14条第4項及び条例第7条第4項の意見書は、命令に関する意見書（様式第6号）とする。

（公開による意見聴取に関する請求書）

第9条 法第14条第5項及び条例第7条第5項の規定による請求は、公開による意見聴取に関する請求書（様式第7号）により行うものとする。

（命令に関する意見聴取に関する通知書）

第10条 法第14条第7項及び条例第7条第7項の規定による通知は、命令に関する意見聴取通知書（様式第8号）により行うものとする。

（命令代行措置）

第11条 条例第7条第9項の申出は、命令代行措置に関する申出書（様式第9号）により行うものとする。

2 市長は、条例第7条第9項の申出があったときは、これを審査し、その結果を命令代行措置承認・不承認通知書（様式第10号）により、当該申出を行った所有者等に通知するものとする。

3 条例第7条第9項の規定により所有者等から同意を得る事項は、次のとおりとする。

- (1) 命令代行措置の内容
- (2) 命令代行措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、前項に規定する事項について所有者等から同意を得るときは、命令代行措置に関する同意書（様式第11号）の提出を受けるものとする。

（公表）

第12条 条例第7条第11項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 千葉市公告式条例（昭和25年千葉市条例第29号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示による方法
- (2) インターネットの利用による方法
- (3) その他市長が必要と認める方法

2 前項の公表を行うときは、その旨を公表通知書（様式第12号）により当該公表の対象となる者に通知するものとする。

（意見を述べる機会の付与）

第13条 条例第7条第12項の意見を述べる機会（次項において「意見陳述の機会」という。）については、市長が口頭であることを認めるときを除き、公表に関する意見書（様式第13号）を提出して行うものとする。

2 市長は、公表に関する意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、公表の対象となる者に対し、意見陳述の機会付与通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（戒告書）

第14条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第15号）により行うものとする。

（代執行令書）

第15条 行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第16号）により行うものとする。

(証票)

第16条 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第17号)とする。

(標識)

第17条 法第14条第11項及び条例第7条第14項の標識は、標識(様式第18号)とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。